



平成28年度 定期総会

日時 平成28年6月18日(土)

会場 埼玉グランドホテル本庄

伝 統 と 躍 進

埼玉県立本庄高等学校同窓会

スローガン

- 1 名誉ある歴史と伝統に輝く母校を愛し、
母校の発展に寄与しよう。
- 1 本校同窓会の旗の下に結集し、
地域に香り高い文化の花を咲かせよう。
- 1 人間関係を大切にし、
会員相互間に親睦の輪を広げよう。
- 1 組織を整備強化し、機能的な連絡網を拡充して、
同窓会の活性化を図ろう。
- 1 建学の精神を尊重し、後輩の指導育成に努めよう。



埼玉縣立本庄中学校校歌

作詞 田口正義
作曲 高橋 寿

一、松は緑に 八千草匂ひ

児玉の原の 歴史は長し

心の眼 朽ちせぬ光

猛きほまれは武蔵七党

いにしへ人の 勲業継ぎて

本庄中學 立てり氣高く

二、正しく毅く 希望は高し

盡くす責任に 身をば捧げて

自治向上の 旗勇ましく

理想の光 輝く柏葉

若き力に 生氣あふれて

本庄中學 立てり雄々しく



埼玉縣本庄高等女學校校歌

作詞 高野 辰之
作曲 信時 潔

一、眺望けき本庄の

少女我等は恵まれたる身

利根の流に廣きをたゝへ、

赤城の山に高きを仰ぐ。

二、果てしなき野を吹き渡る、

風は荒めど我等が胸は、

晴れし御空の明るく清く、

常に和みと誠を抱く。

三、昔の跡にかへりみて、

時の姿の正しき影を、

追はん教の場なる我等、

若き泉の若きに生きて。



埼玉縣立本庄高等學校校歌

作詞 上岐 善磨
作曲 信時 潔

一、連峯雲にかぐやくところ

浅間はけだかく赤城は深し

知性の道を正しく踏みて

真理をもとむる自主のこゝろ

二、勤勞ひろく力をあわせ

河あり大利根ゆたかに流る

この麦実りこの桐茂り

郷土の榮を常に負えば

三、残雪春は櫻にかすみ

鳥なき渡るや秋空澄めり

自然の秩序昼夜舍かず

友情柏のみどり若く

自由と平和にみなこぞれり

あゝわれらの本庄われらの高校

われらは世界と共にあり

次 第

- 1 開会のことば
- 2 スローガン斉唱
- 3 校歌斉唱
- 4 会長あいさつ
- 5 委嘱状交付（顧問・評議員）
- 6 寄附金贈呈

7 議 事

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 平成27年度事業報告について |
| 第2号議案 | 平成27年度収支決算報告及び監査報告について |
| 第3号議案 | 会則の一部改正について |
| 第4号議案 | 役員の改選について |
| 第5号議案 | （仮称）埼玉縣立本庄高等學校同窓会奨学財団の基金として財産の一部を取り崩すことについて |
| 第6号議案 | 平成28年度事業計画（案）について |
| 第7号議案 | 平成28年度予算（案）について |

8 委嘱状交付（支部長）

9 学校近況報告

10 来賓あいさつ

／ 11 閉会のことば

【第 1 号議案】 平成 2 7 年度事業報告

【平成 2 7 年】

4 月 8 日 母校入学式出席

4 月 18 日 第 1 回定例役員会

(議題) 27 年度定期総会、第 2 回定例役員会、会計監査会の開催について

(以下、毎月 1 回開催)

5 月 16 日 第 2 回定例役員会

(議題) 27 年度定期総会、第 3 回定例役員会の開催について
会計監査会

6 月 5 日 四者(学校・PTA、後援会・同窓会)協議

(議題) 図書館の夜間管理運営について
体育祭参観

6 月 7 日 吹奏楽部定期演奏会参観、後援費贈呈(本庄市民文化会館)

6 月 12 日 平成 27 年度定期総会開催(埼玉グランドホテル本庄)

1 平成 26 年度事業報告・収支決算報告及び会計監査報告の承認
同窓会会則(一部改正案)の承認

平成 27 年度事業計画(案)及び収支予算(案)の承認

平成 27 年度役員交代の報告

2 来賓あいさつ(学校近況報告) 埴岡正人校長

3 「東北復興ボランティア活動報告会」

落語会「たがや」古今亭志ん丸(高 42 回卒)

4 懇親会

7 月 11 日 第 4 回定例役員会

(議題) 創立 95 周年事業、27 年度事業の課題、放課後の自学・自習
体制への支援、協力について

母校助成金及び生徒育英資金贈呈

7 月 13 日 第 97 回全国高校野球選手権埼玉大会野球部 2 回戦応援

(本高 8・3 川越総合高／上尾市民球場)

7 月 18 日 第 97 回全国高校野球選手権埼玉大会野球部 3 回戦応援

(本高 1・8 熊谷高／熊谷運動公園野球場)

7 月 18～19 日 東北復興ボランティア(第 7 次隊)活動後援費
贈呈支援

8 月 22 日 第 5 回定例役員会

(議題) 創立 95 周年事業「柏陵会員名簿」の発行、支部長会議の開催、
会報「柏陵」第 46 号の発行について

8 月 23 日 六高祭(はにぼんプラザ)参観

8 月 29 日 支部委員会(はにぼんプラザ)

- 9 月～ 学校図書館夜間管理運営開始
- 9 月 2 日 広報委員会（はにぼんプラザ）
- 9 月 5 日 文化祭参観
- 9 月 7 日 名簿作成委員会（本高）
- 9 月 19 日 第 6 回定例役員会
 （議題）第 1 回支部長（副支部長）・学年代表理事会議開催について
 ☆第 1 回支部長会議開催（セミナー棟 2F）
 （議題）創立 95 周年記念事業、放課後の自学・自習体制へ支援、協力（学校図書館の夜間管理運営）、同窓会報「柏陵」（第 46 号）の発行について
- 10 月 11 日 第 7 回定例役員会
 （議題）創立 95 周年記念事業、同窓会報「柏陵」（第 46 号）の発行について
- 10 月 19 日 「白熱教室 I N 本庄高校」授業を参観
- 10 月 31 日 同窓会報「柏陵」（第 46 号）発行
 （同窓会員 13,000 部 学校 1,300 部 本部 700 部）
- 11 月 28 日 第 8 回定例役員会
 （議題）創立 95 周年版「柏陵会員名簿」の発行委託契約、第 2 回支部長（副支部長）・学年代表理事会議、新年懇親会の開催について
- 12 月 19 日 第 9 回定例役員会
 （議題）第 2 回支部長（副支部長）・学年代表理事会議、顧問の委嘱、新年懇親会について

【平成 28 年】

- 1 月 17 日 第 2 回支部長（副支部長）・学年代表理事会議開催（五州園）
 新年懇親会（五州園）
 「沢田みなみ（高 35 回卒）ファニー・ダイア レビューショウ」
- 2 月 20 日 第 11 回定例役員会
 （議題）同窓会入会式と記念品、顧問の委嘱、奨学金貸付制度について
- 3 月 11 日 全日制同窓会入会式
- 3 月 14 日 卒業式（卒業生に記念品贈呈）出席
- 3 月 14 日 定時制同窓会入会式
- 3 月 19 日 平成 27 年度卒業生同窓会クラス理事と同本部役員との懇談会
 （議題）学年代表理事の選出、同窓会会則と事業、クラス理事の役割、母校創立 95 周年事業について
 第 12 回定例役員会
 （議題）創立 95 周年版「柏陵会員名簿」の発行、奨学金貸付制度について

【第2号議案】 平成27年度 本庄高校同窓会会計決算書

自 平成27年 4 月 1 日

至 平成28年 3 月 3 1 日

収 入 の 部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比較増減(△)額	摘 要
入 会 金	702,000	694,000	△ 8,000	卒業生 全日制322名・定時制25名
終 身 会 費	850,000	1,480,000	630,000	納入者 148名×10,000円
寄 付 金	10,000	232,000	222,000	同窓会報告料等
繰 入 金	0	0	0	
雑 収 入	549	192	△ 357	預金利息
繰 越 金	1,664,451	1,664,451	0	平成26年度より
合 計	3,227,000	4,070,643	843,643	

支 出 の 部

(単位：円)

科 目	当初予算額	流用増減(△)額	予算現額	決 算 額	残 額	摘 要
総 会 費	100,000	0	100,000	84,480	15,520	案内葉書、資料印刷、アクション謝礼等
組織編成費	100,000	75,055	175,055	175,055	0	支部長会議案内葉書、インターネット費用、e-fax料金、新年会アクション謝礼
会報発行費	1,300,000	522,338	1,822,338	1,822,338	0	会報46号印刷代549,072円、封入封緘代385,107円、郵送料888,159円
記 念 品 費	330,000	0	330,000	317,112	12,888	卒業生への記念印鑑 910円×348本
母校助成金	50,000	0	50,000	50,000	0	進路指導2万円、図書補助2万円、新聞部1万円
会 議 費	30,000	0	30,000	14,150	15,850	支部長会お茶代、新学年理事との懇談会
後 援 費	100,000	0	100,000	40,000	60,000	吹奏楽部、東北復興ボランティア活動後援費
事務雑費	30,000	27,776	57,776	57,776	0	事務用消耗品、封筒、残高証明書等
育英資金	50,000	0	50,000	50,000	0	在校生育英資金
予 備 費	1,137,000	△625,169	511,831	0	511,831	組織編成費、会報発行費、事務雑費へ
合 計	3,227,000	0	3,227,000	2,610,911	616,089	

Ⅰ 収入の部合計(4,070,643円)－支出の部合計(2,610,911円)＝1,459,732円 (翌年度へ繰越・普通預金)

Ⅱ 定期預金 21,403,920円 (別表のとおり)

Ⅲ 郵便局振替口座 206,464円 (平成28年3月31日現在)

Ⅳ 同窓会会計総額 Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＝23,070,116円 (平成28年3月31日現在)

Ⅴ 平成28年3月31日現在 終身会費納入者 6,173名

上記のとおり報告いたします。

平成28年 6 月18日

埼玉県立本庄高等学校同窓会会長 狩野 輝 昭

会 計 監 査 報 告

平成28年 5 月14日、平成27年度の監査を行いましたところ諸帳簿一切過誤なく適正であることを認めます。

平成28年 6 月18日

監 事

阪上 賢司 

監 事

黒澤 敬子 

【第3号議案】 会則の一部改正について

本会会則第5条(役員等及び定員)、第6条(役員の選出)及び第9条(役員の任務)並びに第13条(その他の会議)を次のとおり一部改正する。

＜第5条関係＞

旧	新
(3) 支部長	(3) 常任理事 若干名
(4) 常任理事 各卒業年度会員中から2名	(4) 理事 若干名
(5) 理事 各卒業年度会員中から各組ごとに1名ないし2名選出。	(5) 支部長(学年支部長を含む)
(6) 幹事 若干名	(6) クラス理事 各卒業年度会員の中から各組ごとに1名ないし2名選出
(7) 監事 若干名	(7) 幹事 若干名
(8) 会計 3名(会計責任者1名含む。)	(8) 事務局長 1名
(9) 顧問 若干名	(9) 監事 若干名
	(10) 会計 3名(会計責任者1名含む)
	(11) 顧問 若干名

＜第6条関係＞

旧	新
(1) 会長、副会長は、本部役員会で選出し、総会において承認する。	(1) 会長、副会長、常任理事、理事、事務局長は、本部役員会で選出し、総会において承認する。
(2) 支部長は、支部会員の中から選出し、会長が委嘱する。	(2) 支部長(学年支部長を含む)は、支部会員、クラス理事の中から選出し、会長が委嘱する。
(3) 常任理事は理事の中から選出し、会長が委嘱する。	(3) クラス理事 各卒業年度会員の中から各組ごとに1名ないし2名選出し、会長が委嘱する。
(4) 理事は、各卒業年度会員から互選し、会長が委嘱する。	(4) 幹事、監事、会計は、会員の中から会長が委嘱する。
(6) 教頭を副会長に委嘱する。	(5) 教頭、事務部長は、幹事に委嘱する。

＜第9条関係＞

旧	新
(3) 支部長は、支部において、本会の事業の推進を図る。	(3) 常任理事、理事は、会務を分担し、本会の事業の推進を図る。
(4) 常任理事は、会務を分担し、本会の事業の推進を図る。	(4) 支部長は、支部において、本会の事業の推進を図る。
(5) 理事は、卒業年度において、本会の事業推進を図る。	(5) クラス理事は、各卒業年度のクラスにおいて、本会の事業の推進を図る。
(7) 監事は、事業及び会計を監査する。	(7) 事務局長は、事務を掌る。
(8) 会計は、本会の経理を掌る。	(8) 監事は、事業及び会計を監査する。
	(9) 会計は、本会の経理を掌る。

＜第13条関係＞

旧	新
役員会は、本部役員会(正副会長、会計・幹事)、支部長会、常任理事会、理事会とし、必要に応じて会長はこれを招集することができる。	役員会は、本部役員会、支部長会、クラス理事会とし、必要に応じて会長はこれを招集することができる。

【提案理由】

役員改選期にあたり、役員組織体制、任務の整備を図り、同窓会組織の充実に努め、母校の発展に寄与する。

【第4号議案】 役員の改選について

平成28年度新役員(案)

役 職	氏 名	卒業年度	地 区	再・新任
会 長	狩野 輝昭	高18回	本庄市	再任
副会長	富田 浩郷	高6回	本庄市	再任
副会長	白本 直子	高12回	本庄市	再任
副会長	茂木 秀夫	高13回	本庄市	再任
副会長	斉藤 勝次	高14回	児玉郡上里町	再任
副会長	柿木 左近	高16回	深谷市	再任
常任理事	高橋 忠雄	高18回	本庄市	再任
常任理事	長沼 章	高25回	本庄市	再任
常任理事	永井 保之	高27回	児玉郡上里町	再任
理 事	杉田 一郎	高24回	深谷市	新任
理 事	出牛 康	高28回	本庄市	新任
理 事	早乙女雄一	高53回	本庄市	新任
幹 事	高野 庸夫	教頭	本庄高等学校	新任
幹 事	奥 千加	教頭	本庄高等学校	再任
幹 事	相模 幸之	教頭	本庄高等学校	再任
幹 事	嶋村 正巳	事務部長	本庄高等学校	新任
事務局長	川上 芳男	高18回	本庄市	再任
会 計	志塚 保雄	高18回	本庄市	再任
会 計	相川 一浦	高27回	本庄市	再任
会 計	中山由紀子	高25回	本庄市	新任
監 事	阪上 賢司	高28回	本庄市	再任
監 事	黒澤 敬子	高31回	本庄市	再任

【第5号議案】 (仮称)埼玉縣立本庄高等學校同窓会奨学財団の基金として財産の一部を取り崩すことについて

【提案理由】

経済的理由により、就学及び進学等が困難な生徒にその費用の一部を助成する(仮称)埼玉縣立本庄高等學校同窓会奨学財団の基金の一部として、本会所有の定期預金から一千万円を取り崩すことについて総会の承認を得るものである。

【第6号議案】 平成28年度事業計画（案）

平成28年 4月 第1回定例役員会
母校入学式に出席

5月 定例役員会
会計監査会

6月 母校体育祭・吹奏楽部定期演奏会・水無月展参観
定期総会開催（18日）

7月 定例役員会
学校評議員会に出席
母校育英資金支給 母校へ助成金の贈呈

8月 定例役員会

9月 定例役員会
支部長会議開催
母校文化祭「柏樹祭」参観（PTAバザーを支援）

10月 定例役員会
同窓会会報紙「柏陵」第47号発行

11月 定例役員会
学校評議員会に出席

12月 定例役員会

平成29年 1月 定例役員会
支部長会議・新年懇親会開催

2月 定例役員会
学校評議員会に出席
創立95周年版「柏陵会員名簿」発刊

3月 定例役員会
新会員へ記念品贈呈 会費納入書の配布
同窓会入会式（クラス理事委嘱式）
クラス理事との懇談会開催
母校卒業式に出席

☆ （仮称）埼玉縣立本庄高等學校同窓会奨学財団設立に向けて研究
委員会の定時開催

☆ 年間を通じて放課後の自学・自習体制への支援、協力（図書館
の夜間管理運営）

【第7号議案】 平成28年度 本庄高校同窓会予算書(案)

自 平成28年 4 月 1 日

至 平成29年 3 月31日

収 入 の 部

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)額	摘 要
入 会 金	670,000	702,000	△ 32,000	卒業予定者 335名(全日制316名・定時制19名)×2,000円
終 身 会 費	1,200,000	850,000	350,000	120名×10,000円
寄 付 金	10,000	10,000	0	
広告掲載料	300,000	0	300,000	同窓会報広告料等
繰 入 金	0	0	0	
雑 収 入	268	549	△ 281	預金利息
繰 越 金	1,459,732	1,664,451	△ 204,719	平成27年度より
合 計	3,640,000	3,227,000	413,000	

支 出 の 部

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)額	摘 要
総 会 費	100,000	100,000	0	総会開催経費及びアトラクション謝礼経費
組織編成費	150,000	100,000	50,000	会議開催通知費等、ホームページ関連費
会報発行費	2,000,000	1,300,000	700,000	会報47号発行費用 印刷代、封入封緘代、郵送代
記 念 品 費	306,000	330,000	△ 24,000	卒業生への記念認印贈呈 335名分
母校助成金	300,000	50,000	250,000	進路指導等助成
会 議 費	50,000	30,000	20,000	支部長会議等お茶代、新学年理事との懇談会費用等
後 援 費	100,000	100,000	0	部活動関東大会等出場祝金及びその他後援費
事務雑費	50,000	30,000	20,000	銀行残高証明発行手数料、資料コピー代、消耗品等
育 英 資 金	50,000	50,000	0	在校生へ支給
予 備 費	534,000	1,137,000	△ 603,000	
合 計	3,640,000	3,227,000	413,000	

上記のとおり提案いたします。

平成28年 6 月18日

埼玉縣立本庄高等学校同窓会会長 狩 野 輝 昭

同窓会会則（案）

第1章 総 則

（名称及び事務所）

第1条 本会は、埼玉縣立本庄高等學校同窓会と称し、事務所を母校内に置く。

（目的）

第2条 本会は、母校との連絡を密にし、その充実発展に寄与すると共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）会員名簿の作成
- （2）同窓会報の発行
- （3）懇談会の開催
- （4）母校教育等に対する援助
- （5）その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

（会員）

第4条 本会は、次の者をもって会員とする。

- （1）通常会員 卒業生（旧制本庄中学校、旧制本庄高等女学校を含む）
 - （2）特別会員 現・旧職員
 - （3）名誉会員 役員会の議決により、会長が之を委嘱した者
- 2 会員は、自己の身上住所等に異動を生じた場合は、本会事務所もしくは支部長へ報告するものとする。
- 3 会員は、次の会費を納入するものとする。
- （1）新入会員の入会金は、2, 0 0 0円とする。
 - （2）通常会員の終身会費は、1 0, 0 0 0円とする。
 - （3）特別会員、名誉会員の入会金及び会費は、これを免除するものとする。

第3章 役 員

（役員等及び定員）

第5条 本会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）常任理事 若干名
- （4）理事 若干名
- （5）支部長（学年支部長を含む）
- （6）クラス理事 各卒業年度会員の中から各組ごとに1名ないし2名選出

- (7) 幹事 若干名
 - (8) 事務局長 1名
 - (9) 監事 若干名
 - (10) 会計 3名(会計責任者1名含む)
 - (11) 顧問 若干名
- (役員の選出)

第6条 役員の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、常任理事、理事、事務局長は、本部役員会で選出し、総会において承認する。
- (2) 支部長(学年支部長を含む)は、支部会員、クラス理事の中から選出し、会長が委嘱する。
- (3) クラス理事は、各卒業年度会員の中から各組ごとに1名ないし2名選出し、会長が委嘱する。
- (4) 幹事、監事、会計は、会員の中から会長が委嘱する。
- (5) 教頭、事務部長は幹事に委嘱する。

(顧問)

第7条 本会に、顧問を置くことができ、役員会に諮り会長が委嘱する。校長は、顧問とする。

(評議員)

第8条 本会に評議員を置き、本会の恒久的発展のため、広範かつ適切な助言を受ける。評議員は本会会員にして学識経験者中から、会長がこれを委嘱する。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。代行する職務には、予算の執行及び預金通帳等金銭の管理を含むものとする。
- (3) 常任理事、理事は、会務を分担し、本会の事業の推進を図る。
- (4) 支部長は、支部において、本会の事業の推進を図る。
- (5) クラス理事は、各卒業年度のクラスにおいて、本会の事業の推進を図る。
- (6) 幹事は、庶務を掌る。
- (7) 事務局長は、事務を掌る。
- (8) 監事は、事業及び会計を監査する。
- (9) 会計は、本会の経理を掌る。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 欠員補充により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

(総会招集者及び時期)

第11条 総会は、会長が招集する。

2 総会は、毎年、会計年度終了後3月以内に開催する。但し、必要により臨時総会を開催することができる。また、会員の3分の1以上の者から要求があった場合は、開催しなくてはならない。

(議決事項)

第12条 総会は、次の事案を議決する。

- (1) 事業報告及び決算報告
- (2) 役員の承認
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 会則の変更
- (5) その他必要な事項

(その他の会議)

第13条 役員会は、本部役員会、支部長会、クラス理事会とし、必要に応じて会長はこれを招集することができる。

2 役員会は、本会則で規定した事項及び総会で委任された事項を審議する。

(議決方法)

第14条 本会の会議は、すべて出席者の過半数をもって議決する。但し、賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。

(議長)

第15条 総会及び会議の議長は、会長がこれを行う。

第5章 会 計

(経費の支弁)

第16条 本会の経費は、次に掲げるもので充てる。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 寄付金
- (4) 預金利子
- (5) その他

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 帳 票 等

(帳票等)

第18条 本会は、次の帳票等を置き、事務所にこれを保管する。

- (1) 会員名簿
- (2) 会計簿
- (3) 記録簿
- (4) 会議録

第7章 支 部

(支部組織)

第19条 本会は、支部を置くことができる。支部は、卒業年度の学年、従前の支部、事業所、団体で組織する。ただし、必要に応じて、新たな支部を組織することができる。

2 新たに支部を組織する場合、もしくは支部を廃する場合は、役員会において審議し、総会において報告する。

(支部役員)

第20条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名
- (3) その他必要な役員

(支部の事業)

第21条 支部は、第2条の目的を達成するため、本部と連携し次の事業を行う。

(1) 支部の会員名簿の整備

第4条第2項により、会員から住所等の変更の報告を受けた場合等、支部の名簿を整備するとともに、必ずその都度事務所（会長）に報告するものとする。

- (2) 会員相互の親睦を図る事業
- (3) 母校に対する広範囲にわたる援助、応援
- (4) その他目的達成に必要な事項

第8章 改 正

(改正)

第22条 本会則の変更は、総会の議決による。

第9章 附 則

(施行期日)

本会則は、昭和35年4月1日から施行する。

改正後の会則は、昭和37年4月1日から施行する。

改正後の会則は、昭和46年4月1日から施行する。

改正後の会則は、昭和50年4月1日から施行する。

改正後の会則は、昭和52年4月1日から施行する。

改正後の会則は、昭和58年4月1日から施行する。

改正後の会則は、昭和60年4月1日から施行する。

改正後の会則は、平成10年4月1日から施行する。

改正後の会則は、平成21年6月20日から施行する。

改正後の会則は、平成26年6月14日から施行する。

改正後の会則は、平成27年6月13日から施行する。

改正後の会則は、平成28年6月18日から施行する。